

投資信託定時定額購入取扱約款

第1条 (約款の趣旨)

1. この約款は、お客様と当行とにおける投資信託の定時定額購入取引（以下「本取引」といいます。）のお申込みがあった場合の取扱いに関する取り決めです。
2. 本約款に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「特定口座約款」「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」「本取引の対象となる投資信託の目論見書」等によるものとします。

第2条 (買付銘柄の選定)

1. 本取引によって買付できる投資信託は当行が本取引の対象として選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
2. お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします（指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）。

第3条 (払込方法)

1. お客様は、あらかじめ定めた指定預金口座からの振替により投資信託買付資金の払込みを行うものとします。
2. 指定預金口座は、本取引の申込みを行った取扱店におけるお客様名義の預金口座とします。

第4条 (申込方法)

1. お客様は、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名押印し、取扱店に提出いただくことにより、本取引を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り、本取引を利用することができます。
2. お申込みにあたっては、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みであるときはこの限りではありません。

第5条 (申込内容の変更)

1. お客様は、当行所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本取引の解約および休止および申込内容の変更を行うことができます。
2. 前項による、払込金額の変更の開始、本取引の解約および休止の適用日は、変更の申込日が毎月1日から15日の場合は申込日の属する月の翌月より、16日から月末日の場合は申込日の属する月の翌々月からとなります。

第6条 (金銭の払込み)

1. 当行は指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回当たり、あらかじめお客様が申し出られた一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を、毎月5日（ただし、ある月における当該日が銀行休業日の場合は、当該月においては翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定預金口座から預金の引落しによりお支払いいただきます。
2. 前項の指定預金口座からの引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。なお、総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引落しは行いません。
3. 振替金額は、1指定銘柄1回につき1,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。

第7条 (払込みの開始)

払込みの開始は、申込日が毎月1日から15日の場合は申込日の翌月から、16日から月末日の場合は

申込日の属する月の翌々月よりとします。

第8条（買付の方法）

1. 当行は、振替日においてお客様の指定預金口座からの振替金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預かりし、指定銘柄に係る目論見書等の定めに従い、当該銘柄の投資信託の取得を行います。
2. 指定預金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、引落しは不成立となり、当該振替日の属する月における投資信託の取得は行われぬものとします。ただし、複数の指定銘柄をお申込みの場合には、指定預金口座の残高の範囲内で振替を行い、当行所定の優先順位に従い、投資信託の取得を行うものとします。

第9条（買付時期および価額）

1. 当行は、お客様からの振替金額の受入れをもって、毎月10日（ただし、ある月における当該日が目論見書等に定める発注不可日の場合は、当該月においては翌営業日とします。以下「買付日」といいます。）に指定銘柄の買付のお申込みがあったものとして取り扱います。
2. 前項の買付価額は、指定銘柄の日論見書等に定める価額とします。
3. 第1項にかかわらず、指定銘柄の投資信託委託会社が買付の申込みの受付を中止または取消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行います。
4. 指定銘柄の買付に必要な購入時手数料および消費税等は、振替金額の中から当行にお支払いいただくものとします。

第10条（投資信託の換金および収益分配金の再投資）

投資信託の換金および収益分配金の再投資は、投資信託総合取引約款に基づき行うものとします。

第11条（取引および残高の通知）

当行は、本取引に基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を、次の方法により行うものとします。

①取引の明細

当行は、第8条および第9条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の銘柄毎の買付明細および銘柄毎の買付合計金額、取得合計口数等を記載した書面（以下「取引残高報告書」といいます。）により通知します

②金銭および残高明細

当行は、指定銘柄の買付預り金および残高について、前号に定める「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。ただし、該当取引がない場合は、別途1年に1回以上取引残高報告書によりお客様に通知することがあります

第12条（本取引の停止）

当行は、次の各号の事由が発生した場合、本取引を一時的に停止することがあります。

- ①投資信託委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき
- ②災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本取引を提供できないとき
- ③その他やむを得ない事情により、当行が本取引の提供を停止せざるを得ないと判断したとき

第13条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行はお客様に遅滞なく通知するものとします。

- ①当該選定銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
- ②その他当行が必要と認めるとき

第14条（本取引の解約）

本取引は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ①お客様が当行所定の手続きにより、本取引の解約を申し出た場合
- ②お客様が振替決済口座および指定銘柄の累積投資口座を解約された場合
- ③お客様が指定預金口座を解約されたとき
- ④当行が本取引を営むことができなくなった場合
- ⑤前条の規定により、指定銘柄が選定銘柄から除外されたとき
- ⑥当行が本取引の解約を申し出た場合

第15条（その他）

1. 当行は、本契約に基づいてお預かりした金銭に対しては付利しません。
2. 本約款およびその他の約款に別段の定めがない場合は、第2条に定める選定銘柄の目論見書等に
従うものとします。

第16条（約款の変更）

1. この約款は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
2. 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

令和2年4月改定